

山形県の鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ）行政の方向性について

1 経緯

本委員会の中で「限られた人手や予算の中で、実現可能であり、より直接的な効果を期待できるよう資源投入の配分の再検討が必要である」ことを度々指摘されていた。このことを受け、本委員会専門部会で政策の方向性等を検討した。

2 専門部会

(1) 開催日 令和6年2月26日（月）10:00～17:00

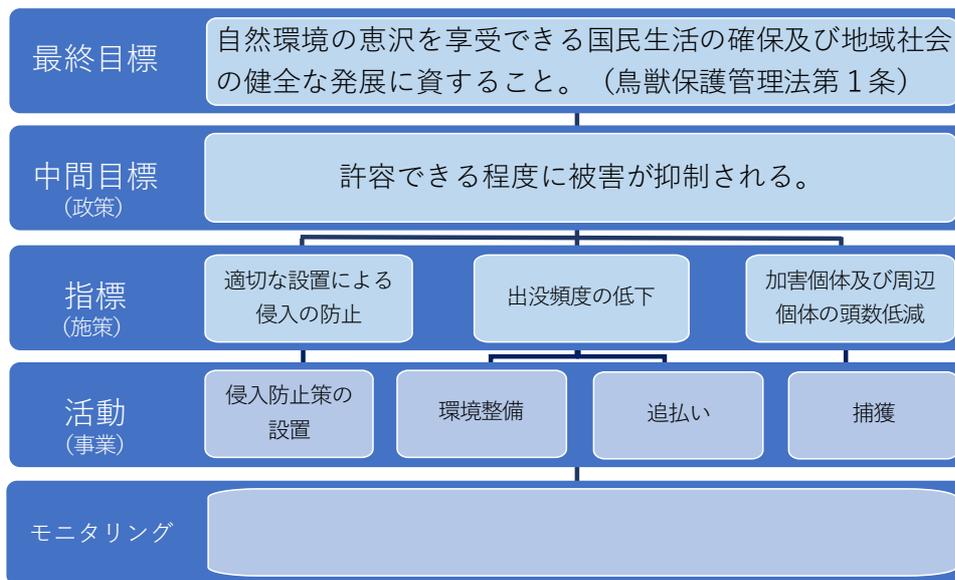
開催場所 山形県庁 701 会議室

出席者 鈴木委員（座長）、江成委員、岩月委員

公共政策学の観点からのアドバイザー 株式会社 BO-GA 市川氏

(2) 内容

最終目的を達成する中間目標として政策の方向性を県が決め、それを実現するための指標及び活動（事業）内容を次の図のとおり確認した。また、それらの活動を評価するモニタリングのあり方についても探った。



ア 施策の方向性

- ・イノシシ、ニホンジカ

被害の抑制を柱にした施策の実施

- ・ツキノワグマ、ニホンザル

生息数の過度な減少や地域個体群の絶滅に注意しながら被害の抑制を柱にした施策の実施

イ 捕獲施策の方向性

- ・被害対策の主体である市町村と政策の趣旨を十分に共有し、協議を重ね、理解

を得ながら計画を推進する。

- ・現在猟友会、猟友会支部が担っている捕獲事業について、持続可能な捕獲体制及び被害抑制に向けてより効率的な捕獲手法等を構築する。

ウ モニタリングの方向性

順応的管理への活用を念頭に、次の内容に考慮しながら継続的に実施すること。

- ・施策の理論評価が可能であること。
- ・施策の経過評価が可能であること。
- ・施策の効果評価が可能であること。
- ・費用対効果が高いこと。

3 具体的な対応

(1) 捕獲事業の方向性

- ・市町村に対しては、必要に応じて勉強会や意見交換会を行い、理解を深める作業を県が積極的に行う。
- ・その上で施策の方向性を実現する方法を構築し、市町村による深い理解のもと、事業を推進する。

(2) モニタリングの方向性

このあと、「(3) の生息状況調査の見直しの方向性について」で報告